

# 陽だまり

5月14日  
生徒指導通信No.5

## 自転車の交通ルールが変わりました。

皆さん、普段から自転車を安全に利用できていますか。自転車の交通事故を防ぐため、法律（道路交通法）が改正され、交通違反に対する罰則が厳しくなっています。「自分は大丈夫」と思わず、改めてルールを確認しましょう。

### 「青切符（反則金制度）」の導入について

令和8年（2026年）4月1日からは、16歳以上の自転車運転者を対象に、自動車と同じような「青切符（交通反則通告制度）」が導入されることが決まりました。これまでは「警告」で済んでいた違反でも、今後は反則金を支払わなければならない可能性があります。

青切符の対象は16歳以上ですが、中学生にとって、決して無関係ではありません。自転車の交通ルールにおいて、14歳以上は刑事責任を問われる年齢です。一歩間違えれば歩行者に大怪我をさせてしまう「加害者」にもなり得ます。

- ・交差点では必ず一時停止をし、左右の安全を確認する
  - ・夜間は必ずライトを点灯する。
  - ・ヘルメットを着用し、自分の命を守る。など
- 登下校だけでなく、放課後や休日の利用時も、ルールを守って安全に走行してください。

### 【詐欺に注意！】

「青切符」制度の導入に乗じて、警察官を装い「違反をしたから、今ここで現金を払いなさい」と金銭を要求する詐欺が発生しています。警察官がその場で現金を徴収することはありません。不審な電話や声掛けがあった場合は、すぐに警察へ相談してください。

**ご注意ください！**  
それ **詐欺** です！  
～ 自転車への青切符制度を悪用した詐欺発生～

16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則通告（青切符）制度を悪用し、「違反だから2,000円を支払う必要がある」等と言われ、その場で現金をだまし取られる詐欺被害が、他県で発生しています！

**警察官が違反者から直接反則金を受け取ることはありません！**

交通反則通告制度（青切符）の正しい納付手順

現場で渡されるのは、「仮納付書」等の書面です

違反 ¥12,000

110番 しますね～

銀行や郵便局で納付

その場で反則金を要求されたら 即「110番」

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課